

情報公開制度って？

情報公開制度とは、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

町では従来から、広報等の配布や、一定の行政資料を閲覧に供するなどの方法により、町民の皆さんに情報を提供してきました。しかし、これらの情報は、町が用意した情報や選択して提供する情報であって、必ずしも町民の皆さんが必要とするものではない場合もありました。

情報公開制度は、町民の皆さんからの請求に応じて、町がその保有する情報を公開することを義務付ける制度です。

平成16年度の公開状況

旧久賀町	請求件数…4件
公開件数…4件	
旧大島町	請求件数…0件
旧東和町	請求件数…0件
旧橋町	請求件数…0件
周防大島町	請求件数…0件

情報公開制度



Q だれが請求できるの？
A どなたでも請求できます。

Q どんな公文書が対象になるの？
A 町の職員が職務上作成・取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気または光ディスクその他これらに類するもので、町が保有しているものです。

Q どのように請求するの？
A 大島庁舎1階の企画課で情報公開に関する相談・受付を行っています。所定の請求書に必要事項を記入して企画課または各総合支所へ提出してください。

Q 公開できない公文書はあるの？
A 原則として公開されますが、個人のプライバシーに関する情報、法人などの正当な利益を害する情報、検討や協議など意思形成の過程にある情報などが記録されている公文書は、公開しない場合があります。

Q 費用はかかるの？
A 閲覧は無料ですが、公文書の写しや送付に要する費用は、請求者に負担していただきます。

Q 決定に不服があるときは？
A 請求した公文書が公開されないなど、決定に不服があるときは、不服申立てができます。その場合、周防大島町情報公開審査会で審査し、その意見を尊重して再度決定します。

情報公開制度の仕組みと手続き

